

坂祝町監査委員告示第9号

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和3年11月22日

坂祝町監査委員 日比野 睿
同 森田 安夫

記

1. 監査の種別 定期監査
2. 監査の対象 一般会計・特別会計
3. 実施期日 令和3年11月 9日（火）総務課、企画課、水道環境課、
産業建設課
〃 10日（水）福祉課、窓口税務課
〃 12日（金）教育課、こども課
4. 実施場所 坂祝町役場庁舎4階第2会議室
5. 監査の方法

令和3年度の主要事業、前期進捗状況一覧表及び予算収入計画表、予算執行計画表の提出を求め、これにより担当課長・関係職員からの説明を受け、質疑応答を行った。

6. 監査の結果

全体的事項は、事業の進捗状況及び予算の管理については、おおむね適正に執行されていると認めらる。なお、予算の執行率が一部低い事業については、その都度、事情聴取するとともに、特に事情あるもの以外は、出納整理期間前までに完了するよう口頭でお願いした。

また、その他細部に亙り確認を要する事項については、その都度説明を受け、口頭により今後検討されるようお願いした。

7. 特記事項

今後、町の財政状況は新型コロナ、パジェロ製造の撤退等に加え固定資産、たばこ税の大巾減収が見込まれるなど厳しい状況なることが思慮される。

令和3年度については、普通交付税が当初予算に対して約2億円増加されることとなるが、有効に活用されることを望みます。又、今後の課題として歳入にあつては、ふるさと納税、子育て支援拠点施設の国県の補助金の増額、普通交付税の維持等、歳出にあつては旧町民ふれあいプールの維持、給食センターの什器の更新等、早急に対応する必要事業が山積しています。適切な対応と適正な予算管理をお願い致します。